

- 「普通教育機会確保法」(2016年12月)
- 確保法の「基本指針」(2017年3月)
- 「学習指導要領」(2017年3月～)
- 2019年10月25日の「文科省通知」

普通教育機会確保法が成立し、具体化する文書等が出されて、これまでの「学校復帰」をめざさせる不登校の支援のあり方が大きく変わりました。2019年10月25日の「文科省通知」ではその内容が示され、「学校復帰」が記された4つの通知はすべて廃止となりました。

こうした不登校支援の流れの変化が周知されているところでは、子どもや保護者への支援の変化が生まれています。一方で、これまでと変わらない「とにかく学校復帰」の対応も残っています。

根拠となる文書も示しながら、不登校支援がどのように変わるのか、ポイントを絞って記載しました。

3 「学校復帰」ではなく社会的自立が目標



不登校を始めると、一歩でも教室に近づくような対応がなされてきました。それで元気になる子どもがいる一方で、追い詰められる子どももたくさんいました。これからは、おとなが良いと思う方向に導くのではなく、子どもの自己決定が大切にされなくてはなりません。

また、教育支援センター(旧適応指導教室)でも、その設置目的から「学校復帰」の言葉が削除されました。

基本指針 1-(3)

支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追いつめることのないよう配慮しなければならない。

1 学校を休むことは必要～多様な学びを認める～



「休養の必要性」が明記され、学校を休んでも必要な支援が受けられるようになりました。

これまでは、登校日数が増えるようにする対応が主でした。今後は、不登校の子どもの状況にあった多様な学びができるように支援されなくてはなりません。「学校以外の場」とは、教育支援センターやフリースクールだけでなく、自宅も含まれます。

普通教育機会確保法【第13条】

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

4 「どこ(学校)で学ぶか」ではなく「何をどのように学ぶか」が大事

「学校復帰」をめざしていなくても、教育支援センターやフリースクールで学んでいる日を(校長判断で)出席扱いできるようになりました。また、自宅でICT等を使って学習を行った場合の出席扱い(文科省通知:別記2)も可能です。こうした出席扱いの変化は、「どこ(学校)で学ぶか」ではなく、「何をどのように学ぶか」が大事であることを意味しています。



令和元年10月25日「文科省通知」(別記1)

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 不登校は問題行動ではありません



「いじめ」は解決して、無くさなくてはならない問題行動ですが、不登校は治したり克服したりするような問題行動ではありません。個性をもった一人ひとりの子どもが、学校に行く行かないを選んでいきます。また、不登校は「どの子にも起こり得る」ことで、子どもの性格や親の育て方が原因とはいえません。

学習指導要領 総則3章-4節-2-(3)-①

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

5 フリースクールや親の会の情報を保護者に伝える



これまでの不登校の支援・相談機関の情報といえば、教育支援センターやスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが主なものでした。しかし、フリースクールや親の会には、そうした機関とは別の魅力と機能があります。

教育委員会や学校は、民間団体とも連携しながら情報収集を行い、リーフレット等を作成するなどしてその情報を広く伝えることが求められます。

基本指針 2-(2)-②-(カ)

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

「普通教育機会確保法」より後退する通知は出せません

前川喜平氏
(元文科省事務次官)

(前半略) 文部科学省の通知などは、あとからでも違う通知を出すことができます。不登校関係では大きな通知が今までに、平成4年、平成15年、平成28年と3つありますが、ちょっとずつニュアンスが違います。行ったり来たりしながらも前進はしていますが、後退する通知が出る可能性もあります。しかし、教育機会確保法ができたことで、少なくとも法律よりも後退する通知は出せません。そういうことでも大きな意味があります。私自身この法律は第一歩だと思っています。(中略) 憲法の理念に追いつくためのもっと進んだ立法が考えられていいだろうと思っています。しかし、まずはこの法律のものでできるところまでやろう、そのうえでもとの制度をどう見直していくか(以下略)

「教育機会確保法の誕生 子どもが安心して学び育つ」(東京シュレー出版)より引用

保護者・支援者
教師・関係者の

声

■以前は、先生から「とにかく、学校に連れてきてください」と言われていました。今では、そうした登校圧力が減って楽になりました。(母親)

■学校の理解もあり、保護者に親の会の情報を気軽に紹介しています。(SSW)

■以前は「保健室が甘いから、いつまでも教室に来ない」と嫌味を言われることがあったけど、今はそういうことを言う先生は少なくなりました。(養護教諭)

■親の会主催の講演会などの情報が、学校に届くようになりました。保護者に伝えて一緒に参加しています。(教師)

■不登校会議の案内を民間団体にも出しています。顔見知りになり、連携が進んでいます。また、当事者目線の意見を聞くことができ、出席者に大きな気づきがあります。(行政職)